

家畜衛生だより 平成27年1月

紀北家畜保健衛生所	tel 073-462-0500
紀南家畜保健衛生所	tel 0739-47-0974
紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所	tel 0735-58-1481

【伝染病発生予防のための防疫対策の徹底について】

現在、鶏では、昨年12月に宮崎県において今季初発の高病原性鳥インフルエンザが発生し、その後、宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県で続発し、これまで4県で5例確認されています。野鳥においては全国各地でウイルスが確認されており、国内のどこで発生しても不思議でないという非常に危険な状況にあります。

牛、豚等の反芻動物では、我が国に近いアジア諸国特に中国や隣国韓国において口蹄疫の発生が継続しています。特に韓国では昨年12月以降、豚及び牛での発生が継続しており、これまで54例となっています。

また、豚流行性下痢が今冬も国内各地で発生しています。

さらには、中国では2月19日に春節（日本でいう正月）を迎え、その前後でアジア諸国において人や物の移動が盛んになり、我が国でも病原体の侵入の危険性が高まります。

このような状況のもと、今一度、伝染病発生予防対策を徹底しましょう。そのためには、飼養衛生管理基準を遵守するのは当然のことながら、その中でも各疾病対策として次の項目について対策を徹底しましょう！

○高病原性鳥インフルエンザ対策

・消毒の徹底

農場敷地内及び鶏舎内に入る人、車両については、効果のある消毒薬の使用及びその適切な使用方法により実施しましょう。

・衛生管理区域に立ち入る人及び車両の記録の徹底

衛生管理区域に入る人及び車両については、消毒を実施し、誰がいつ立ち入ったかを必ず把握しましょう。

・野鳥、ネズミ等の野生動物対策の徹底

野鳥やネズミの鶏舎内への侵入防止のため、防鳥ネットの状態の再確認と鶏舎の破損箇所の有無の確認を行い、不備がある場合は直ちに修繕しましょう。

また、農場敷地内を清掃することにより、野生動物の侵入を防ぎましょう。

○口蹄疫対策

・発生地域への渡航の自粛

韓国、中国、台湾、香港等の発生国への渡航は自粛しましょう。

・発生地域からの人や物の受け入れの自粛

発生地域からの人や物を農場内に入れないようにしましょう。

やむを得ず、受け入れる場合には消毒や洗浄を行いましょう。

・衛生管理区域への病原体の持ち込み防止の徹底

衛生管理区域内へは、必要のない人は立入禁止にし、不要な物は持ち込まないようにしましょう。

○豚流行性下痢対策

・毎日の観察を徹底

複数の豚に下痢を発症した場合には早期に通報しましょう。

・消毒の徹底

必要のない人や物を農場内へは入れないようにし、農場内へ入れる場合には、消毒を徹底しましょう。

これらの疾病の症状が見られた場合には、至急最寄りの家畜保健衛生所まで通報してください。

